違反対象物公表制度について

重大な消防法令違反対象物を公表する制度が始まりました

違反対象物の公表制度とは

建物を利用しようとする人がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物の利用について判断ができるように、消防署が把握した重大な消防法令違反を公表する制度です。

公表の対象となる建物

ホテル、飲食店、スーパーなど不特定多数の人が出入りする建物や、病院、福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物が該当します。

公表の対象となる違反

公表の対象となる建物で、次の消防用設備のいずれかが消防法令に違反して建物全体に設置されていない場合が公表になります。

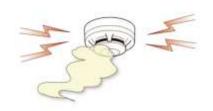
(1)屋内消火栓設備

(2)スプリンクラー設備

(3)自動火災報知設備







公表の時期

消防の立入検査において違反を把握し、関係者の立入検査の結果を通知した日から14日が経過 しても、その違反が認められる場合に公表します。

公表は違反が改善されるまでの間、継続します。

公表する内容

(1) 建物の名称 (2) 建物の所在地 (3) 違反内容

建物の関係者の方へ

公表制度に該当する消防法令違反となる建物は、無届の増築や接続又はテナントが入れ替わることによる用途変更によるものがほとんどです。

このような変更を検討されている場合は、事前に管轄の消防署へご相談ください。

問合せ先

上川北部消防事務組合

消防	5 本 部	企画調	果予防	係	0 1 6 5 4 - 3 - 2 6 2 7
名	寄	消	防	署	01654-3-3319
名寄消防署風連出張所 O					01655-3-2119
下	Ш	消	防	署	01655-4-2119
美	深	消	防	署	01656-2-1136
中	川 氵	当防	支	署	01656-7-2119
音;	皷 子 月	府 消	防支	署	01656-5-3200